

入江啓四郎の国際法・国際政治研究と朝鮮問題

鄭 祐 宗

問題の所在

第二次大戦後の朝鮮は、一国なのか、二国なのか⁽¹⁾。北緯三八度線とは何だったのか。あるいはまた、一九五〇年六月二五日に始まった戦闘は、一国内の内乱なのか、それとも国家間戦争なのか。

これらは朝鮮問題をめぐる「原理的な問い」である。それは「事実をめぐる問い」であることはもとより、「法理をめぐる問い」であり、さらに言えば、「法理をめぐる問い」であることはもとより、「法理をめぐる論争」であった。国際法学者は朝鮮問題をどのように考え、説明したのか。

一九五〇年代日本の学術界において、二人の国際法学者の間で朝鮮問題に関わる「法理をめぐる論争」があった。この論争に関わったのは、入江啓四郎（一九〇三年—一九七八年⁽³⁾）と横田喜三郎（二八九六年—一九九三年）という二人の国際法学者であった。

本稿で詳しく論じる入江啓四郎は、一九五〇年九月に論文「朝鮮・国際連合・国際法」を『法律時報』に発表し、

朝鮮分断状況の二国二政府を論じた。同論文は、一九四七年九月以後の国連総会における朝鮮問題討議について、国際法の法理の視点から論じた貴重な研究であった。同論文では国連総会が国連憲章の規定に照らし、朝鮮問題を審議する権限があるかどうかにつき考察が展開された。

他方、当時国際法学会会長であった横田喜三郎は、一九五〇年一月に『朝鮮問題と日本の将来』を刊行し、その法理を異なる視点から論じた。⁽⁴⁾ 同書において横田は、朝鮮分断状況の二国二政府論、北緯三八度線の国境線論、朝鮮動乱の国家間戦争論を展開し、一九五〇年六月二十五日朝鮮での戦闘を朝鮮民主主義人民共和国による大韓民国に対する侵略行為として説明した。⁽⁵⁾

横田の著作を受けて、入江は一九五一年一月に『日本講和条約の研究』⁽⁶⁾を刊行し、「第三章 講和前における朝鮮独立」において再度二国二政府を論じたが、さらに続く一九五四年七月『国際法講座 第三卷』に発表した論文「朝鮮動乱と国際連合」において、一九五〇年六月以後の国連安保理での朝鮮問題討議を検討し、朝鮮動乱の内乱論に言及した。さらに一九五九年四月刊行の『現代の国際法』においては、一九四八年二つの政府樹立後の米ソ両軍撤退による北緯三八度線自動消滅を正面から論じて、朝鮮動乱を国家間戦争として論じた横田の所論を批判した。同書は、国連安保理が朝鮮民主主義人民共和国政府による初期の武力行動を「平和の破壊(Break of the peace)」と非難した勧告について、国連憲章における「平和」は、「国際の平和」であり、初期の武力行動は「一国内の武力行動」であるため、法理において「内乱」と見なければならぬとした。

朝鮮問題をめぐる入江の学説を概括的に述べれば、朝鮮分断状況の二国二政府論、米ソ両軍撤退による国際法上の北緯三八度線自動消滅論、朝鮮動乱の内乱論であった。とりわけその特質は二国二政府論と内乱論をつなぐ三八度線消滅論にあったと考えられる。実際重要なのは、「三八度線の確定ではなく、三八度線の撤廃問題」(鄭

秉峻)であるが、入江の所論は現代史研究において参照される余地が十分にある。⁽⁷⁾

先行研究においては、大郷正夫が一九七二年に論文「南北朝鮮統一をめぐる国際法問題(上・下)」を執筆し、入江と横田の両研究を参照しながら横田説を支持する論陣を張ったが、入江の北緯三八度線自動消滅論にはなんら触れられなかった。⁽⁸⁾ 二国論を採る場合、朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国とを相互に主権国家間の関係と解釈し、相互の実効支配の限界線を国境線と解すことになるが、これについても論じられなかった。

大沼保昭は一九八〇年に発表した論文「在日朝鮮人の法的地位に関する一考察」において、横田の二国論を批判的に取り上げた。⁽⁹⁾ 大沼は、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国の双方と外交関係を設定している国々において、「二つの朝鮮国家」にコミットしたと解釈されないよう、慎重な用語法で右の関係を説明している」とし、双方政府と外交関係を持つ諸外国による承認が、即座に二国論の成立とならないとの立場をとった。他方、大沼の研究では、横田の所論が批判的に参照される一方、入江の所論についてはなんら検討されなかった。

本稿は、入江と横田の論争を視野に入れながらも、それを横軸として対比的に論じる方法を採らず、入江の学究実践を縦軸に、入江の研究に内在的に接近することを通じて、学説そのものの成立過程、議論の修正過程を明らかにしていく。また国際法研究と両輪で進められた国際政治研究を視野に入れた検討を進める。

一 国際法をめぐる法理と朝鮮問題

(一) 朝鮮解放をめぐる国際協定論

入江は国際法の法理の視点から朝鮮問題をどのように論じたか。入江が朝鮮問題に触れた最も早い論説は

一九四七年一月一日付「世界の焦点」であつたが、本格的に同問題を論じたのは、『時事通信 海外電報版』に連載された「国連の朝鮮問題討議(二)——(六・完)」であつた。同連載には憲章上の国連の権限と朝鮮問題に関わる論点(憲章第一〇条、第一一条、第一四条、第一〇七条)及び国際的論争に関する研究が概ね出揃つていた。一九五〇年九月には参考資料を補充し、『法律時報』に論文「朝鮮・国際連合・国際法」が発表された。

入江の研究は日朝間の旧条約の効力問題としてではなく、対日戦後処理問題研究として展開された。入江は、「朝鮮は一九一〇年の日韓合併により、日本の領土に編入せられたのであり、それが第二次世界戦争の結果、日本より離脱することとなつたのは、一連の基本的な国際約定による」として、カイロ宣言、ポツダム宣言、降伏文書を列記する。入江は、カイロ宣言が「朝鮮はやがて(in due course)自由かつ独立のものとする」と規定し、ゆえに朝鮮の自由独立は一連の国際協定の日本の受諾によつて直ちに実現したのでなく、「朝鮮は依然日本の領土として、先ず同盟国による占領管理が行われることとなつた」と解釈した。¹⁰⁾この場合、朝鮮とは、朝鮮半島という地域を指した。入江の法理によれば、朝鮮半島占領とは同盟国による日本占領であり、日本の主権が完全に排除されることによつて、朝鮮が完全な独立国家となると見た。

次に北緯三八度線については、一九四五年九月二日に日本の降伏文書調印と同時に発せられた一般命令第一号(General Order No. 1)を根拠とし、「日本がポツダム宣言の受諾を申し入れた当日の実情を基礎に、人為的に設定され、「日本軍の降伏を分担接收」した境界線であるとし、「同時にそれは米ソ両国による占領管理の地域的分界線となつた」が、いずれも「暫定的措置に属するものであつた」と論じた。¹¹⁾入江の法理によれば、北緯三八度線は朝鮮の主権とは無関係であり、それは朝鮮半島に暫定的に引かれた米ソ間の日本占領管理境界線を意味した。

続けて、一九四五年十二月二七日発表のモスクワ協定⁽¹²⁾が、「朝鮮の独立を達成するための漸進的な措置を定めた」と述べる⁽¹³⁾。入江は、朝鮮は国連憲章第七七条が規定する「第二次世界戦争の結果として敵国から分離せられることあるべき地域 (territories which may be detached from enemy states as a result of the Second World War)」に該当し、「憲章第十二章国際的信託統治制度の一適用となるべき」との解釈をとった⁽¹⁴⁾。

(二) 国連総会に朝鮮問題を審議する権限があるか

米政府は一九四七年九月一七日、第二回国連総会に朝鮮問題を提訴し、同日米國務長官ジョージ・マーシャル (George Marshall) が総会に議題として提出する旨を言明した。これは第二次世界大戦の戦後処理問題は、ポツダム協定に基づく外務大臣理事会で取扱うとする原則からの離脱であった。

米国による国連提訴は憲章の規定に抵触する可能性があった⁽¹⁵⁾。特に憲章第一〇七条は、「本憲章のいかなる規定も、第二次世界大戦中に本憲章の署名国の敵であった国に関する行動でその行動について責任を有する政府がこの戦争の結果としてとり又は許可したものを無効にし (invalidate)、又は妨げる (preclude) ものではない」と規定した⁽¹⁶⁾。

憲章第一〇七条と朝鮮問題をどのように見るか⁽¹⁷⁾。入江は、「敵国に対する行動が、国際約定(この場合は、カイロ、ポツダム両宣言に基づくモスクワ協定) によっている場合、当事国の何れかが、国際連合による処理に反対した時は、第一〇七条が、有効に成立するかどうか」と論点を設定する⁽¹⁸⁾。

同論点について入江は、国連総会が朝鮮問題を審議する権限がないと見ることはできないとの立場をとった。その着眼点は、なぜソ連代表はイタリヤ講和条約に関わる総会審議については憲章第一〇七条を援用して反対し

たにもかかわらず、朝鮮問題の審議に憲章第一〇七条を援用して首尾一貫して反対しなかったかという点にあった。入江は、結局ソ連が第一〇七条理論によって対抗することなく、「アメリカ案の審議に参加し、また自己の別案をも提出したのであるから」、「総会に朝鮮問題を審議する権限はないとする主張」は、「もはや放棄したものとみななければならぬ」とし、第一〇七条の適用を退ける解釈をとった。⁽¹⁹⁾

一九四七年十一月一四日、第二回国連総会本会議は米国原案に修正を加えて、国連臨時朝鮮委員会を設け、一九四八年三月三二日以降に同委員会立会いの下に朝鮮において総選挙を行うことを可決した。ソ連は同委員会に不協力の態度をとり、総選挙は北緯三十八度線以南で実施された。総会決議は勧告に過ぎず、それに同意しない国連加盟国に対する法的拘束力はなかった。

入江は国連総会での討議を受けて、朝鮮問題を純粋な戦後処理問題としての側面と、国連問題としての側面という二つの側面に区別した。大韓民国政府樹立直後の一九四八年八月一八日付の論説で次の通り論じた。

朝鮮の独立手続は、日本に関する限り、台湾や旧太平洋委任統治地域の場合と同様、降伏文書により吸収された一連の国際的宣言に添う処理であり、当然進むはずの階梯を踏んでいるまでで、さして実際的な問題はない。〔中略〕：朝鮮の独立については、国連総会で多数決により一つの方式が採用されたとはいうものの、ソヴェト陣営がその際反対し、殊にその後北鮮^マの占領国であるソ連邦が、全く対立的な態度をとっているために、国際的には依然として、大きな問題を残している。〔中略〕：

朝鮮の全的独立の時期は、日本旧統治権の關係からは、アカデミックな論件に過ぎぬが、朝鮮自身及び国連の立場からは、かなり複雑な問題を含んでいるように思われる。⁽²⁰⁾

入江の法理によれば、そもそも北緯三八度線は米ソ間の暫定的な日本占領管理境界線に過ぎず、朝鮮独立とは無関係であった。他方、国連総会が示した解決策は、北緯三八度線を朝鮮独立と関係のある境界線としてみない。入江は後者について、あくまで総会決議に法的拘束力がない点に注意を促しながらも、一九四八年の時点では朝鮮問題に関わる独自の法理を用意できていなかった。

(三) 一国二政府論と内乱論

朝鮮における一九五〇年六月二五日の戦闘に対して、米国は即日国連安保理を招集し、北緯三八度線を軍事的に越えた朝鮮民主主義人民共和国当局に対する非難決議を準備した。国連の強制措置を規定した憲章第三九条は、「平和の脅威 (threat of the peace)」、「平和の破壊 (break of the peace)」、「侵略 (aggression)」を規定するが、同日、米国の決議案が主張したのは「侵略」であった。他方、国連事務総長トリグヴ・リー (Trygve Lie) は、国連がその戦闘行為を非難する必要性を認めつつ、事態は「平和の脅威」に該当すると考えた。国連安保理は、中国代表権問題をめぐってソ連が欠席している状況で開催された。「侵略」を主張した米国案に対して、エジプト、ノルウェーが反対し、最終的に「平和の破壊」をその折衷として認定した。⁽²¹⁾ 米国は六月二五日から二六日までの二日間、安保理の勧告決議なしに大統領権限によって朝鮮派兵を進めた。

国連安保理は六月二七日、加盟国が朝鮮民主主義人民共和国当局の武力攻撃を撃退し、朝鮮区域の国際的平和と安全を回復するために、大韓民国に必要な援助を与えるようにとの勧告決議を採択した。国連安保理は更なる措置として七月七日に米軍司令官の下に統一指揮権を設定するよう勧告要請し、参加国の国旗とともに、国際連合旗を使用することを認める勧告決議を採択した。⁽²²⁾

入江が戦闘勃発後に最も早く反応した論説は、一九五〇年六月三〇日付の「第三次大戦に発展するか 三十八度線の熱戦」であった。入江は次の通り事態を注視した。

一部の説がいうように、二つの朝鮮とは二つの独立国家を意味するのではない。一つの国家に二つの政府が対立しているのであり、そのいずれもが、それぞれ自己を正統政府とし、他方を偽政府としているのであり、自己の支配が、事実上偽政府の勢力圏内におよばないのである。…〔中略〕…

南北両朝鮮軍の衝突につき、平壤放送として、北朝鮮政府が南朝鮮にたいして、宣戦を布告したと伝えられた。その後宣戦の布告は、事実にも相違するとも報じられている。しかし宣戦の布告という言葉が使用せられた否かは、さして重要性はない。三十八度線を区切って、二つの独立国が成立しているのなら、一方の国から他方の国にたいする宣戦の布告、したがって国際法上の戦争もありうるが法的には一つの国に二つの政府が存在しているのであり、一方が自己を正統政府とし、他方を反乱団体としているものとみななければならぬから、それは国際法上の熱戦ではなく、通常の内乱である。⁽²³⁾

入江は、新聞各紙で報じられていた宣戦布告の既報が誤報である点に注意を促した。同時にこの論説を通じて、一国二政府論と内乱論が同時に展開され、両者が初めて明確な形で提示された。

同時期の七月一日から四日にかけて『時事通信 時事解説版』には「座談会 激動するアジアの新情勢」が連載された。

長谷川（時事通信社代表取締役）アメリカ政府が今度兵力をだしたでしょう。これはね、国際法上だなあ、
どういう根拠、つまりどうしたら正当づけができるんですか。

入江（同社時事研究所長）二つあると思うんです。一つはね、まだ戦争がつづいている、終わっていない、
大統領の命令―全国最高司令官としての指令による行動、つまり戦時非常大権にもとづいての行動がまだと
れるという立場です。

長谷川 国内法上はね？

入江 ええ、憲法の規定によつてやれるわけですね。ただ、それにむろん矛盾がないわけじゃないですがね。
というのは、対日講和とはきりはなして朝鮮の独立を実現し、これと平時的な基礎で、国交関係を確立して
いる。その点矛盾ではあるが、ともかく日本と戦争状態をつづけている間は、その関係地域にたいしては、
まだ戦時非常大権が行使される。それがアメリカの国内法上の解釈になると思う。

第二点は、国際連合憲章には、国際連合が強力な制裁行動をとりうるにいたるまでは、モスクワ宣言にも
とづいて、ソ連、中国、アメリカ、イギリス、それにモスクワ宣言の当時は署名しなかつたフランスを加えて、
その五カ国が国際連合に代つて国際平和安全行動をとるとある。⁽²⁾それを文字どおり解釈すると、ソ連をぬ
きの行動であるから、国際連合憲章の厳格な適用ではないけれども、しかし、あれは第百六条ですか、ソ連
が国際連合にでないだから相談しようにも相談できない。したがつて、ソ連をぬきにして、その主要国側
が国際連合に代つて、ともかくにも暫定的な措置をとつた。しかし、それをさらに後で正当化するために、
安全保障理事会をひらいて正式の決定を行つた。この場合もソ連が欠席しているが、しかし、欠席したため
に有効な決議の成立を妨げないんだ、という解釈ですね。ただし反対の解釈もありますよ。∴〔中略〕∴

安田（同社外信部） それは、軍事制裁を課するという問題についての一つの解釈ですか。

入江 そういうことですね。だから今度の朝鮮の軍事衝突は、国内の戦争―内乱だ、二つの国家があるんでなしに、ただ別々の国号を称する一つの朝鮮、そして二つの政府がそこにあつて、お互に自己を正統政府といい、他方を非合法政府といっているから、これは内乱とみなさなければならぬ。他国の内紛にたいしては国際連合は干渉せん、という不干渉原則は、その国内事態が国際紛争に関係があり、国際連合の強制措置を必要とするような、つまり第七章の規定を適用する場合には国際連合は干渉する、というわけでの度の強制措置となつたのです。⁽²⁵⁾

入江は同座談会を通じて、第一に大統領命令による米軍の朝鮮派兵は、米国内法上、対日戦争継続の戦時的論理解釈されているとの見解を示し、同時に平時的基础の上に成立している韓米関係に照らして、米国の措置が朝鮮の主権を尊重すべき義務に反するとの矛盾を提示した。⁽²⁶⁾ 第二にソ連欠席状況での安保理決議の効力問題について取り上げ、この点は解釈を一旦留保した。最後に朝鮮動乱を内乱とする法理を再度確認し、他方で国連は「国内事態が国際紛争に関係があり、強制措置を必要とする」と判断した場合、不干渉原則を破り、干渉しうるとする法理を新たに示した。⁽²⁷⁾

判断を留保した安保理決議の効力について、一九五〇年七月一二日付の論説「朝鮮の動乱と国際法」において見解が示された。入江は、安保理決議は「常任理事国の同意投票を含む七理事国の賛成投票」〔憲章第二十七条第三項〕により有効に成立すると規定されているが、「常任理事国」とは「全常任理事国」と通常解し、常任理事国の一国でも欠席すると、「全常任理事国」の同意投票がない場合、有効な決議が成立しないとするのが通説であると

解説した。⁽²⁸⁾ ソ連欠席状況での安保理決議は学説の通説からは有効に成立したと言えないとした。

他方、実際の決議について、入江は「従来の通説にたいしては、今度の安保理事会は反対の回答をあたえた。むしろ少数説を採用」したとし、「学説と実際とは、いよいよかけはなれることになる」と論じた。⁽²⁹⁾

入江自身は、一九五〇年八月一日付の論説で手続き上の無効論は採ることができないとし、憲章第二七条第三項の解釈そのものが「理事会という国連組織の機関意思としては確定していない」と述べ、実際の処理を優先する解釈をとった。⁽³⁰⁾

(四) 北緯三八度線自動消滅論と合法的干渉論

米ソ両軍撤退による北緯三八度線自動消滅論はいつどのように主張されたのか。入江がこの法理を展開したのは一九五〇年十月四日付の論説「降伏勧告のふくみ」であった。入江は次の通り述べる。

理論的に考えてみると、本来この線は日本軍の降伏を分担接受する便宜のために、米ソ両国の間に協定されたものであり、それが一般命令第一号として発令されたものだから、米ソ両軍が南北朝鮮^マからひきあげてしまえば、もはやそれは自動的に撤去されてしまったことになる。それがいつまでもこのつているとの实感をあたえたのは、この線を境として朝鮮民主主義人民共和国や、大韓民国ができたからである。しかしそれは国境線でも何でも無い。金日成は、そういう擬制は撤去するという建前から、三十八度線を突破したのである。してみると国連軍だけが、この線に拘束される理由はない。

もつとも六月二十七日の安保理事会決議は、北鮮^マの武装攻撃を撃退するといっているから、三十八度線を

限界としているように解釈されぬこともない。けれども他方では、朝鮮における国際的平和と安全を回復することを目標としてかかっているから、北鮮が三十八度線以北にたてこもつて、平和と安全にたいする侵犯をつづけているというおそれがあれば、軍事行動はつづけられることになる。⁽²¹⁾

ここで入江は、第一に一般命令第一号に根拠を置く北緯三八度線は米ソ両軍撤退により国際法上自動的に消滅したとする法理を展開する。第二にそもそも北緯三八度線は朝鮮独立とは無関係であり、朝鮮の国内法上の効力を持たず、国境線を構成しないゆえに、二つの政府間の武力衝突は内乱であるとの法理をとる。第三に他方で安保理決議の合法性を認める立場から、北緯三八度線は干渉の限界線にはなり得ないとする解釈をとる。したがって国連安保理は、「朝鮮における国際的平和と安全を回復すること」を盾に北緯三八度線に拘束されないとする法理が成り立ちうるとする。結局この論法は合法的干渉を補強するために北緯三八度線自動消滅論が使われるという循環論法であり、入江はこの循環論法の限界に直面した。なお入江はこの論説発表時期には、安保理決議が勧告である事実については注意を向けず、連合軍の合法的干渉論を展開した。

(五) 朝鮮問題をめぐる法理の修正

休戦協定締結以降、入江の朝鮮問題を論じる法理にはいくつかの修正が加えられた。入江は一九五四年に『国際法講座 第三巻』に「朝鮮動乱と国際連合」を執筆した。同論文は、朝鮮動乱の事実には内乱であり、同時に国連安保理決議はいずれも有効に成立したとする従来の法理を確認した一方、新たに「共産陣営と反共陣営につながる南北両政権の武力衝突が、国際平和の脅威である」とすることはできるが、この武力衝突を内乱であるとする

と、内乱が直ちに国際平和の破壊であるとすることは妥当を欠くように思われる」との見解を盛り込んだ。入江は、朝鮮における武力衝突は、「国際平和の脅威」を構成することはあつても、「国際平和の破壊」を構成するとは言えないとする視点を新たに提示したのである。⁽³²⁾これは安保理決議を万能とするものではなく、前提事実そのもののへの批判的問い直しであつた。

入江は一九五九年に刊行した単著『現代の国際法』において、北緯三八度線自動消滅論を正面に据え、次の通り論じた。

北緯三八度線は、占領管理の境界線だったのであるから、占領国が南北両朝鮮政府を承認し、それより軍隊を撤退した以上、もはやこの境界線は、自動的に消滅したことになる。ただ既成事実として、この線を境として、対立する両朝鮮政府が存続し、これを支配権の限界としていただけのことである。しかし法的には、もはや三八度線は存在せず、両政権ともこれに拘束されるものではなかつた。…〔中略〕…

朝鮮は朝鮮民主主義共和国の名でか、大韓民国の名でか独立し、両政権の支配する地域的限界について、既に三八度線が法的には消滅した以上、いずれの政権が国家統一の行動を起こしたとしても、これを国際法上非難することはできないであろう。⁽³³⁾…〔中略〕…

安全保障理事会が、北朝鮮軍隊の武力攻撃は、平和の破壊を構成するとしたことは、憲章第三九条を思わせるが、およそ憲章の各規程でいう平和とは、国際の平和であり、武力攻撃による平和の破壊とは、一国が正当な理由なく、他の一国を攻撃し、侵略した場合でなければならぬ。北朝鮮軍の南朝鮮攻撃は、一国内の武力行動であつて、両朝鮮の武力衝突は、内乱と見なければならぬ。一部では間接侵略の理論により、国際共産主

義の国が、北鮮を教唆して武力行動をとらしたとするが、それが事実であれば、平和の破壊を構成すると断じてよい。しかし間接侵略説は、一部の議論であり、その事実は、立証されていない。⁽³⁴⁾

入江は同書において、安保理決議が勧告である事実に注意を促し、合法的干渉論を法理の視点から問い直した。その上で北緯三八度線自動消滅を重視し、朝鮮国内での武力統一の行動は「国際法上非難することはできない」とし、朝鮮動乱を事実と法理の両側面においても内乱とみななければならないとの立場へと修正をはかった。こうした入江の学究実践は国際法学と両輪で進められた国際政治研究に負うところが大きかった。

二 国際政治をめぐる事実と朝鮮問題

(一) 『冷戦』をどのように意味づけるか

そもそも冷戦 (Cold War) とは何だったのか。入江は冷戦という現実の国際政治をどのように考えたのか。入江は何を問題と考えたのか。この問いへの接近は、朝鮮問題をめぐる入江の研究を総合的に検討する上で不可欠の作業となる。

『冷戦』とは、そもそも国際法学の概念や用語ではなかった。ヴィジャイ・プラシャド (Vijay Prashad) によると、米大統領ハリー・トルーマンの顧問であったバーナード・バルーク (Bernard Baruch) が一九四七年四月一六日サウスカロライナ州議会で第一世界と第二世界の対立を『冷戦』と表し、それを評論家のウォルター・リップマン (Walter Lippmann) が執筆したコラムと彼の著書 “The Cold War: A Study in U.S. Foreign Policy” を通じて

広がり、その用語は、一九四七年末以降に米国内だけでなく、世界規模で人口に膾炙するに至った。⁽³⁵⁾

入江は一九四八年一二月の暮れに雑誌『世界週報』に「一九四八年を送る」を執筆した。入江は同論説の中で、「後世史家は」という主語を借用しながら、一九四八年とは「冷戦という言葉の氾濫した年」ではなかったかと問うた。

今年ほど世界の構造的矛盾を、あらわにさらけ出した年はない。後世史家は、この年を「冷戦という言葉の氾濫した年」と定義するであろう。…〔中略〕…

第二次世界戦争の処理がおわらぬうちに、第三次世界戦争の脅威が、まじめに取りあげられるようになって。平和の立場から、今年ほど負数を増した年はない。もつとも負数だけに目をくらすする必要はない。むしろ今年、平和に向かつての正数をも加えた。世界の構造的矛盾は、決して爆発点にいたらなかったばかりでなく、はるか手前で、その危険を封じたともいえる。ミュンヘンの緊張や、太平洋戦争の前夜は、ついに現れなかった。

なるほど、共産陣営と反共陣営は、それぞれ自派の強化に奔走した。ソヴェト陣営の相互援助条約体制と、反対陣営の同盟条約体制は、露骨な対立意識をもって推進せられた。マーシャル・プランが経済的共共マジン線なら、北大西洋同盟の構想は、軍事的反共マジン線の性格を持つ。

このように、世界の構造的矛盾は、今年こそ悪化の頂点に達したようであるが、他面では、一つの利益社会は、利益社会としての統一性をもつのであり、それはそうたやすく破綻するものではない。拒否権すらが、国際連合を殺すものではなくその生命をつないでいるものである。共産陣営は、ソヴェト連邦により代表的に行使される拒否権がなかったら、とうに国連から脱退していたろう。拒否権の故に、辛うじて一つの世界

的な場が維持されているといつてよい。⁽³⁶⁾

ここで入江は、「世界の構造的矛盾」を共産主義ブロックと反共主義ブロックの新たな抗争と捉える見方に立つ一方で、「冷戦」を事実問題ではなく、「言葉の氾濫」の問題と考えた。その特質は、両ブロックが共存する国連が第二次世界大戦に勝利した諸国による一種の利益社会としての統一性を保ち、容易に第三次世界大戦の脅威に転化するものでないとする理解にあった。この視点は国連機構の誕生を注視してきた国際法学者ならではといえる。入江は「冷戦」という事実が問題であることはもとより、批判されるべきは第三次世界大戦の戦争不可避論へと容易に結びつけられる「冷戦」という「言葉の氾濫」であると考えた。

入江は、少なくとも一九四八年初頭から朝鮮動乱が勃発する一九五〇年六月にかけて、この「言葉の氾濫」は、国際政治の現場において起こっているのではなく、むしろ各国の国内政治における、ある「誤解」を通じて、広がっているものと考えていた。

ソ連の核武装、米ソ間の核兵器開発競争を受けて書かれた一九四九年十月三日付の論説「原爆問題と国際情勢」において、入江は戦争不可避論を批判する論陣を張ったが、その論説は次の通りであった。

原爆戦争はさけられるか。さけねばならない。またさけられぬ道理もあるまい。ただ世には誤った宿命論的または決定論的戦争観がある。ことにレーニン主義戦争観は、しばしば誤解の種となっている。反対陣営はことさらにそれを引用して、共産主義的好戦思想としている。…〔中略〕…階級的な暴力革命と戦争の肯定は…〔中略〕…主張の一面に拘泥した見方である。レーニンやスターリンの言論集から、世界平和論

や国際協調論を見だすことは、いたってたやすいことである。ことに一国社会主義の立場がとられるようになってから、世界革命理論は根本的な修正が加えられている。

反対陣営にも、世界戦争の不可避論もあれば、人間の叡智に信頼する恒久平和論もある。問題は双方の陣営で唱えられる平和の叫びをとらえて、その実現に向つて全智全能を傾けることである。⁽³⁷⁾

入江は米国社会を念頭に反共化する各国の国内政治において、第三次世界大戦の不可避論が誤つた一種の宿命論的または決定論的戦争観に基づいて主張されており、それは対立陣営の主張の過去の一面に拘泥した見方であり、妥当でないとする立場をとつた。こうした中で原爆戦争を避ける道は、「誤解」そのものを克服し、さらには「双方の陣営で唱えられる平和の叫び」、「人間の叡智に信頼する恒久平和論」をとらえて、「その実現に向つて全智全能を傾けること」にあると強い論調で述べた。

(二) 冷戦 という用語をどのように使用するか

入江は、各国国内政治に広がる冷戦認識の過剰な氾濫に警戒感を強く示した。入江は、冷たい戦争ではなく、冷たい平和 という用語で国際情勢を説明しようとした。一九四九年九月に北大西洋条約の米国上院批准を受けて書かれた論説「世界の反共攻勢」において、入江は「冷たい平和は、もつとはつきりいうと、武装した平和である。…〔中略〕…共産、反共両陣営が、同盟・相互援助条約網で対立しているのだから、武装平和の責任を、いずれか一方にきめつけることはできぬが、武装を解いた平和でなければ、真の平和といえぬことは確かである」と論じた。⁽³⁸⁾ 入江は国際情勢について、冷たい戦争よりも、冷たい平和が事実には符合すると思つた。

入江が自身の論説の中で「冷たい戦争」という用語を政治状況の説明として使用したのは、一九五〇年四月であった。一九五〇年四月二四日付の論説「米・超党派外交」推進の背景」において入江は、「冷たい戦争」は、米国内で反共政策を説く共和党のメンバーがアチソン外交を反共主義的に非難する主張にみられると論じた。入江は「冷たい戦争」が国際政治の現実というよりも、むしろ反共政策の遂行を主張する者の意識の問題であると注意を促した。⁽³⁹⁾

他方、一九五〇年六月一四日付の論説「マッカーサー指令の意義と背景」では、六・六追放に関わる日本国内の情勢解説に触れ、「冷戦」という用語を国際政治における事実問題としても使用した。⁽⁴⁰⁾ 入江は同論説で、「冷たい戦争」にあつて、モスクワに同調する日共の行動が、アメリカや、アメリカを主体とする日本管理に向けられるのは、当然のなりゆきである。この傾向は、中華人民共和国の成立によるソヴェト勢力のアジア進出とともに、いつそう強くなり、それに反発するアメリカの態度も、ますます硬化しつつあるのが実情であれば、アジアにおける冷たい戦争も、日本に場を求めて爆発しうることになる」と述べた。このように、「冷戦」が国際政治状況における事実としても使用されるようになった。⁽⁴¹⁾ こうした変化は一九五〇年六月以降の論説からであった。

入江は一九四七年以降朝鮮問題を扱った論説においても、「冷戦」という国際政治の用語で説明することに慎重であった。入江にとつてまずもつてそれは、第二世界大戦の戦後処理に関わる国際法の問いであった。

他方で入江は、一九五〇年八月一日付の論説「朝鮮の動乱と国際法」において、朝鮮問題をめぐつて「国際的な冷戦」という文脈で論じた。入江は同論説において、「どういふ内乱でも、たいてい国際的な紛争に発展する。けれども今度の朝鮮の動乱みたいに、むしろ最初から国際的な冷戦が、朝鮮に場をもとめて、熱戦に転化したという性質のものもめずらしい。その起因は、三十八度線の設定にまでさかのぼる」と述べた。⁽⁴²⁾

一九五〇年六月以降、入江の国際情勢理解において北緯三八度線と冷戦を関連づけて論じる修正があった。入江はこの時期、日本軍降伏の分担接収のための北緯三八度線は、のちに「米ソ両国を中心とする冷戦が、線の本質を変え」、「予期以上に固着し、朝鮮の統一を妨げる障碍となった」と意味変容論を展開した。⁽⁴³⁾

(三) 国際冷戦状況の中での戦争不可避論批判

一九五〇年九月二五日付の論説「朝鮮動乱と世界の情勢」は、入江のこうした国際情勢理解の修正を反映した。同論説は、入江の戦争不可避論批判と国際冷戦状況分析を結びつけた独創的な内容であった。

朝鮮を東洋のバルカンにたとえるのは、皮相の観測である。…〔中略〕…本質的火薬庫性は、朝鮮にはない。なるほどその昔は朝鮮も、百済とか、高句麗とか、新羅とか、数々の国が対立して、紛乱をかさねたものだ。が、それは過去の歴史として、その記録が古物博物館にのこされているだけで、今日の朝鮮は、一つの民族、一つの朝鮮であり、それはバルカンの複雑な民族構成や国家構成とは、とてもくらべることはできぬものである。

では朝鮮動乱の原因は何か。二つの朝鮮が、衝突したのが、今日の動乱ではないか。全くそのとおりである。しかし二つの朝鮮ということ自体が、古いバルカンの尺度では、測定することができぬ問題である。それはバルカンのような複雑な民族構成、国家構成からきたのではなく、人為的に設定した北緯三十八度線という単純な事実によるものである。

本来一つの民族、一つの地域、一つの国と、単純な人為的区画で、分離したところに、第二次世界戦争後

の新しい紛争原因があるのであり、それはドイツについてもいえることだし、ある程度まではオーストリアについてもいえる。それは今までの歴史では、前例のない紛争原因をばらむものである。⁽⁴⁾

入江は朝鮮を、国家、地域、民族という三つの平面から理解し、本来いずれも一つであるものを第二次世界大戦の結果として、人為的区画によって分離した点に紛争原因があると論じた。入江は同論説で、朝鮮動乱が北緯三八度線を撤廃する国内の独立統一戦争であると事実をとらえ、第三次世界大戦が喧伝される日本の言論状況を批判し、朝鮮の本質的火薬庫性を批判する論陣を張った。

(四) 国連安保理決議万能論に対する警戒

入江は朝鮮動乱勃発時にソ連欠席という偶然的要素で可能となった国連安保理決議について、国際法解釈としてはその効力を是認した一方、国際政治解釈としては「国連が反共陣営の独占機関化することは望ましくない」として、強い警戒感を示した。入江は一九五〇年七月一二日付の論説「朝鮮の動乱と国際法」において、次の通り述べた。

安保理事会が偶然の事実から平和保障に向って、その機能を發揮したことは、国連よりすれば、好ましいようであるが、この偶発的な要素は、実ははなはだ好ましくないことである。この状態がつづけば、国連は共産陣営の諸国を除外した反共的機関になるであろうし、もしソ連邦が何らかの機会に復帰すれば、安保理事会はふたたび拒否権行使の場になるであろう。国連は現在、対立する二つの陣営を、一つの場に集めてい

る唯一の全世界的な機関である。：「中略」：その国連が、反共陣營の独占的機関化することは、決して望ましいことではない。：「中略」：このように考えると、朝鮮の動乱にたいして国連は一おう効果的な措置をとり、その安全保障機能を遂行しているようではあるが、国連の基底にひそんでいる重大な困難は、少しも解決したことにはならない。あるいは逆にその困難を加えたともいえる。その困難を緩和し、解消するということは、国連の将来に課せられた重要な課題である。あるいは国連に課せられたというより、人類に課せられた緊要の課題である。⁽⁴⁵⁾

入江の警戒感は、国連の反共的機関化への警戒だけではなく、国連安保理の朝鮮動乱対策が持っている法理と全世界的機関としての性格との間の矛盾に根ざしていた。それは国連安保理決議万能論に対する警戒であった。世界平和機構を標榜する国連と実際の朝鮮動乱対策には開きがあり、その対策が反共ブロック主導に傾いたため、その限界を直視し、乗り越えていくことを課題として提示した。

(五) 戦争不可避論批判と文官政治の優先

入江はこうした視点から国際法と国際政治をつなぐ政治的解決の重要性をとらえた。同時期に入江は、後に対日平和条約締結の全権大使となる英国国務相ケネス・ヤンガー(Kenneth Younger)と米国情務長官顧問ジョン・フォスター・ダレス(John Foster Dulles)の二人に注目した。

入江は一九五一年三月二三日付の論説「三八度線とヤンガー声明」において、次の通り論じた。同論説は三月二二日英国下院でのヤンガーによる英国の北緯三八度線の不突破に関する答弁に敏感に反応したものであった。

朝鮮問題について、イギリス國務相ケネス・ヤンガーの下院声明は、いたって常識的である。常識的であるというのは、平凡であるということよりか、条理になかっているという意味である。イギリスの政治は、つねに条理にしたがう。平凡な声明のなかに、どこに重点があるかをみのがしにしてはならない。

ヤンガーは第一に、三十八度線などというものは、想像の産物であつて、実在性はないという。まさにそのとおりである。占領管理の分担区域を示すために、便宜上、三十八度線を区切つたまでのことであるから、米ソ両軍が撤退するとともに、この線は自動的に消滅したはずである。この線を境として、朝鮮民主主義人民共和国と、大韓民国が対立したとして、それは国際協定に基礎をおいたものではない。

第二に、連合軍司令官は、戦術上の意味で、三十八度線に拘束されはせぬという。三十八度線が、現在となつては、想像上の産物であるばかりでなく、国連総会の決議により、最高司令官は、この線をこえる権限が与えられており、事実一度はこの線をこえた。

ところで三十八度線が、實在せぬとか、最高司令官が、これをこえうるといふようなことは、いまさら教えられる必要はなく、またヤンガー声明のねらいでもない。問題はこの二点から、急転回して、第三の論点をひきだしたことである。それは北鮮進出は、軍事的な意味があるとともに、政治的な意味があり、よつていつさいの關係国間に、十分協議をとげるまでは、北進の行動はおこさぬことに、合意ができたということである。北進とは何か。それは具体的には、三十八度線をこえることである。論理的には、三十八度線は消滅しているが、政治的には、この線はまだ生命を保っていることになる。これをこえることが、朝鮮の戦局を早く片づけることになるか、それともこの線にとどまつて、いつそ高度の政治力を發揮し、これを解決するようくふうするか、いまその重要な瀬戸ぎわにある。

入江はヤンガーを引きながら、対日戦後処理において引かれた北緯三八度線は国際法上消滅している一方、国連の朝鮮問題への関与によって新たに観念された北緯三八度線が別にあるという理解を念頭に、後者の意味での線を連合軍が越えることを警戒した。入江は国連総会決議万能論に対する警戒をヤンガー声明の中に読み込み、従来繰り返されてきた合法的干渉の循環論法を克服しようとした。

一九五一年四月一日トルーマン大統領によるマッカーサー解任は、入江にとって現代史を論じるに相応しい出来事であった。入江は一九五一年四月一八日付の論説「憲法からみた元帥の罷免」で次の通り述べた。

形式論として、アメリカでは、政治が軍事に優先し、政権が軍権を抑えるものであること、そしてそれが憲法上の建前であり、マッカーサー元帥の解任事件も、それが立証されたものであることを指摘したいのである。∴〔中略〕∴

ジョン・フォスター・ダレスといえば、人も知る反共的な政治家である。だからソヴェト陣営は、国際連合の場をかりて、ダレス氏にたいして戦争扇動家の刻印を押そうとしたほどである。しかし非常に興味あることは、そのダレス氏がやはりこの政権優先、軍権従属の政治哲学を説明するところで、ソ連邦の共産党政治局の絶対的な地位を指摘し、軍人などは、物の数ではないといい、それゆえにソ連邦の政治が靈妙であるとしていることである。

実際、氏がいうように、ソ連邦の指導者は文官であって、軍部の判断を統制するものは、文官の判断である。それは決して、軍権をないがしろにするのではなくただそれを支配するのが、政治力だということである。⁽¹⁾

入江はマッカーサー解任を通じて、政治が軍事に優先するという米国内政治に敏感に反応する中で、ダレスの著書『*War or Peace*』に展開されている原則に注意を促した。同書は米国民に呼びかける形で戦争不可避論を批判し、文官が軍人に優越する米国政治の原則を指摘し、同時にソ連政治における文官優越に言及した⁽⁴⁸⁾。

入江はこうした第二次大戦後の国際秩序が、文官優越の国内政治に基礎を置いていると理解し、文官政治がむしろ冷戦に優越している事実を見通した。入江は国際政治において戦争不可避論を批判する論陣を張る中で、朝鮮問題を含む国際問題の平和的解決を文官優越の国際政治の場で実現することが必要と考えた。入江は、国連の反共独占化への批判と世界不可避論への批判の視座から、国際問題を考え、その中で朝鮮問題の政治的解決の原則を論じたのであった⁽⁴⁹⁾。

終わりに

本稿は、国際法学者入江啓四郎による朝鮮問題をめぐる国際法・国際政治研究について、主に一九四五年から一九五〇年代末までの論説を検討した。本稿の考察結果を以下にまとめた。

入江自身は朝鮮問題の専門家ではなく、国際法研究、とりわけ戦後処理研究と国連研究の視点から朝鮮問題に関わる研究を始めた。入江は一九四七年国連総会での討議を受けて、朝鮮問題を対日戦後処理問題と国連問題としての側面という二側面に区別して議論した。入江の法理によれば、そもそも北緯三八度線は一般命令第一号に根拠を置く朝鮮半島に引かれた米ソ間の暫定的日本占領管理境界線に過ぎず、朝鮮独立とは無関係であった。入江は国連総会における朝鮮問題討議を消極的に容認する解釈をとった一方、当該決議が法的拘束力を持たない点

に注意を促し、一九四八年に後者の国連問題としての側面は複雑化したとの認識を示した。

入江は、一九四八年時点では朝鮮の地位をめぐる法理を明確化させなかったが、朝鮮動乱勃発直後の論説を通じて、一国二政府論と内乱論を同時に展開し、両者を初めて明確な形で提示した。入江は北緯三八度線は朝鮮の国内法上の効力を持たず、国境線を構成しないゆえに、二つの政府間の武力衝突は内乱であるとの事実認識に立った。同時にソ連欠席下で討議された一連の国連安保理決議について、手続き上の無効論は採ることができないとし、合法的干渉容認の解釈に立った。この合法的干渉論の文脈で北緯三八度線が米ソ両軍撤退により国際法上自動的に消滅したとする法理を展開した。この時期、入江は安保理決議が勧告に過ぎない点には注目せず、内乱論と合法的干渉論の折衷説を展開した。

休戦協定締結以降、入江の法理には重要な修正が加えられた。その法理において、朝鮮における武力衝突は、一国内の武力行動であり、国際法上非難できないとした。入江は、北緯三八度線自動消滅と内乱の法理に重心を移し、連合軍の干渉を不当論の文脈に据えた。こうした入江の学究実践は国際法研究と両輪で進められた国際政治研究に負うところが大きかった。

入江の国際政治研究は、冷戦認識の過剰論、戦争不可避論、朝鮮半島の本質的火薬庫性論を批判するなかで、国連安保理決議万能論に対する批判へと展開した。入江はソ連欠席下の国連安保理決議について、国際法解釈としては是認した一方、国際政治解釈としては国連の反共独占機関化は望ましくないと警戒した。結局一九四七年に国連研究として始まった入江の朝鮮問題研究は、その展開過程において国連および連合軍による一連の介入措置の妥当性を批判し、その限界性を提示するものとなった。その研究は朝鮮問題をめぐる事実に基づき、国際法の解釈の枠組みを再設定し乗り越えようとする学究実践でもあった。

総じて、入江は第二次大戦後の一連の戦後処理協定に関わる国際法の視点、北緯三八度線の非国境線論に関する朝鮮国内法の視点から、第二次大戦後の朝鮮が一国であるとする法理を展開した。但し何をもって一国とするのかは、十分に議論が尽くされたとは言えない。入江は歴史的状況の中で東アジアを考え、朝鮮問題の平和的解決を考える中で、研究の枠組みを更新していった。変わらなかったのは、朝鮮は一国であるとする彼の初心の問いであった。そのことは間違いなく確かである。

〔付記〕

本稿は、二〇一八年度学習院大学東洋文化研究所〈東アジア学〉共創研究プロジェクトの成果の一部である。

参考文献

単行本（日本語）

- 浅川謙次ほか『新中国の基礎知識——一〇〇の疑問に事実でこたえる』ハト書房、一九五二年
- 入江昭『歴史を学ぶということ』講談社現代新書、二〇〇五年
- 入江啓四郎『国際条約と日本』時事通信社、一九五〇年
- 入江啓四郎編『講和問題の基礎知識』時事通信社、一九五〇年
- 入江啓四郎『日本講和条約の研究』板垣書店、一九五一年
- 入江啓四郎『国際公法』法文社、一九五五年
- 入江啓四郎『現代国際問題要論』弘文堂、一九五八年

- 入江啓四郎『現代の国際法』社会思想研究会出版部、一九五九年
- 入江啓四郎『領土・基地』三一書房、一九五九年
- 入江啓四郎『国際法解義』成文堂、一九六四年
- 入江啓四郎『国連事務総長』日本国際問題研究所、一九六六年
- 大沼保昭『在日韓国・朝鮮人の国籍と人権』東信堂、二〇〇四年（初出は、大沼保昭「在日朝鮮人の法的地位
に関する一考察（一）―（六・完）」『法学協会雑誌』第九六卷二号、五号、八号、第九七卷第二号―四号、
一九七九年―一九八〇年）
- 糟谷憲一・並木真人・林雄介『朝鮮現代史』山川出版社、二〇一六年
- 片桐庸夫『横田喜三郎 一八九六―一九九三―現実主義的平和主義の軌跡』藤原書店、二〇一八年
- 神谷不二『朝鮮問題戦後資料 第一巻』日本国際問題研究所、一九七六年
- 金恩貞『日韓外交正常化交渉の政治史』千倉書房、二〇一八年
- 桑田三郎『国際私法と国際法の交錯』中央大学出版部、一九六六年
- 国際法学会編『平和條約の総合研究』有斐閣、一九五二年
- 国際法学会編『国際法講座 第三巻』有斐閣、一九五四年
- 国際法学会編『国際連合の十年』有斐閣、一九五七年
- 古関彰一・豊下楯彦『沖繩 憲法なき戦後―講和条約第三条と日本の安全保障』みずす書房、二〇一八年
- 竹中佳彦『日本政治史の中の知識人―自由主義と社会主義の交錯（上・下）』木鐸社、一九九八年
- 日本国際連合協会『国際連合大観（上・下）』国連出版社、一九五〇年

芳賀四郎編 『國際連合憲章の解説』 日本外政学会、一九四九年

芳賀四郎・入江啓四郎編 『國際連合小事典』 国連出版社、一九五一年

日暮吉延 『東京裁判の國際關係―國際政治における権力と規範』 木鐸社、二〇〇二年

宮崎繁樹編 『多国籍企業の法的研究』 成文堂、一九八〇年

横田喜三郎 『朝鮮問題と日本の将来』 勁草書房、一九五〇年

和田春樹 『朝鮮戦争全史』 岩波書店、二〇〇二年

单行本 (朝鮮語)

이시우 『UNC—유엔군 사령부』 들녘、二〇一三年

김학재 『관문점 체제의 기원―한국전쟁과 자유주의 평화기획』 후마니타스、二〇一五年

장박진 『식민지관계 청산은 왜 이루어질 수 없었는가―한일회담이라는 역설』 논형、二〇〇九年

정병준 『한국전쟁―38선 충돌과 전쟁의 현상』 돌배개、二〇〇六年

정용욱 『해방 전후 미국의 대한정책』 서울대학교출판문화원、二〇一三年

单行本 (英語)

Dulles, John Foster., *War or Peace, Macmillan, 1950.* (ジョン・フォスター・ダレス(藤崎万里訳)『戦争か平和か』

河出書房、一九五〇年)

McCormack, Gavan., *Cold War, Hot War : An Australian Perspective on the Korean War*, Hale & Iremonger,

1983. (ギャヴァン・マコモック (鄭敬讓・金井和子訳) 『侵略の舞台裏―朝鮮戦争の真実』シアレヒム社、一九九〇年)

Prashad, Vijay., *The Darker Nations : A People's History of the Third World*, New Press, 2007. ハイシャイ・プ
ラシヤド (粟飯原文子訳) 『褐色の世界史―第三世界とはなにか』水声社、二〇一三年)

Warner, Geoffrey., *In the midst of events : the Foreign Office diaries and papers of Kenneth Younger, February 1950-October 1951*, Routledge, 2005.

Lippmann, Walter., *The Cold War : A Study in U.S. Foreign Policy*, Harper, 1947.

逐次刊行物

入江啓四郎「世界の焦点」『時事通信 海外電報版』第五九六号、一九四七年一月一日

入江啓四郎「国連の朝鮮問題討議 (一) ～ (六・完)」『時事通信 海外電報版』第六〇四号、第六二二号―六二六号、一九四七年十一月二日・二二日―二六日。

入江啓四郎「国連の朝鮮問題討議」『時事通信 海外電報版』第六一六号、一九四七年一月二六日

入江啓四郎「国連総会二ヵ月の結論」『時事通信 時事解説版』第六二九号、一九四七年二月一日

入江啓四郎「世界の焦点」『時事通信 海外電報版』第七三二号、一九四八年四月二二日

入江啓四郎「国連とベルリン問題」『時事通信 時事解説版』第八六八号、一九四八年七月八日

入江啓四郎「国連政治委員会の韓国承認」『時事通信 時事解説版』第九二八号、一九四八年七月八日

入江啓四郎「世界の焦点」『時事通信 海外電報版』第八三二号、一九四八年八月一八日

入江啓四郎「国連総会の成果と残された問題」『時事通信 時事解説版』第九三五号、一九四八年二月二〇日

入江啓四郎「一九四八年を送る」『世界週報』第二九卷第五号、一九四八年二月二二日

入江啓四郎「世界の反共攻勢」『前進』第二六号、一九四九年九月

入江啓四郎「原爆問題と国際情勢―戦争と平和の両様の構えを検討する」『時事通信 時事解説版』第一一七〇号、

一九四九年十月二日

入江啓四郎「米・超党派外交の推進の背景」『時事通信 時事解説版』第一三三六号、一九五〇年四月二四日

入江啓四郎「共産党全中央委員の追放」『時事通信 時事解説版』第一三三七号、一九五〇年六月九日

入江啓四郎「マッカーサー指令の意義と背景―共産党幹部の追放措置（一）」『時事通信 時事解説版』第

一三七七号、一九五〇年六月一日

入江啓四郎「第三次大戦に発展するか 三十八度線の熱戦」『時事通信 時事解説版』第一三九一号、一九五〇

年六月三〇日

入江啓四郎ほか「座談会 激動するアジアの新情勢（上・中・下）」『時事通信 時事解説版』第一三九三―

一三九五号、一九五〇年七月三日―五日

入江啓四郎「朝鮮の動乱と国際法」『世界週報』第三二卷第二八号、一九五〇年七月二二日

入江啓四郎ほか「座談会 朝鮮事件と日本の立場（上・中・下）」『時事通信 時事解説版』第一四〇七―一四〇九号、

一九五〇年七月一九日―二二日

入江啓四郎「朝鮮の動乱と国際法」『前進』第三七号、一九五〇年八月一日

入江啓四郎「朝鮮・国際連合・国際法」『法律時報』第二二卷第九号、一九五〇年九月

入江啓四郎「朝鮮動乱と世界の情勢」『官業労働』一九五〇年九月号

入江啓四郎「降伏勧告のふくみ」『時事通信 時事解説版』第一四七二号、一九五〇年十月四日

入江啓四郎「朝鮮動乱とソヴェト的法主張」『国際法外交雑誌』第一五卷第一号、国際法学会、一九五一年二月

入江啓四郎「三八度線とヤンガー声明」『時事通信 時事解説版』第一六一一号、一九五一年三月二三日

入江啓四郎「憲法よりみた元帥の罷免 マッカーサー事件の教訓」『世界週報 時事解説版』第一六三二号、

一九五二年四月一八日

大郷正夫「南北朝鮮統一をめぐる国際法問題（上・下）」『レファレンス』第二二卷第一〇号・第一二号、

一九七二年

註

(1) 朝鮮(Korea)が「一つの国家」(one state)とする一国論に立つと、あくまで朝鮮は独立して一国であり朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国という二つの政府(two governments)が存在するとみる立場(二国二政府論)、あるいは朝鮮民主主義人民共和国が大韓民国のいずれかだけが存在するとみる立場(一国一政府論)がある。「二つの国家」(two states)とする二国論に立つと、朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国は独立した国家と国家の関係が形成されており、あわせて両者は政府と政

府との関係が形成するとみる立場(二国二政府論)がある。入江啓四郎は二国二政府を、横田喜三郎は二国二政府を論じた。

(2) 本稿では、朝鮮半島において一九五〇年六月二五日に始まった戦闘を朝鮮動乱(Korean Conflict)と呼称する。今日一般的に使用される朝鮮戦争(Korean War)という呼称は、この戦闘があくまで内乱として始まった事実を適切に説明することができず、また連合軍の派兵及びその後の中国人民志願軍の派兵を正規の国際

戦争として説明する問題点があり、法理の点で妥当でない。本稿では内乱と事実上の国際戦争の両者の全体像を提示する視座から前述の朝鮮動乱を使用する。

(3) 入江啓四郎は、一九〇三年鳥取県西伯郡(現米子市)に生まれた。上海で弁護士事務所を開業していた叔父の村上貞吉に育てられ、幼少期に上海にあり、上海日本人小学校を一九一六年に卒業した。東京で中学校、高等学校を出て、一九二三年早稲田大学法学部入学、一九二七年に卒業した。一九二九年北京に留学し、一九三一年新聞連合社天津支局に採用。一九三三年同社東京本社外信局に異動し、一九三六年同盟通信社東京本社外信局に就いた。一九三八年一月からヨーロッパ現地に駐在し、ジュネーブ支局長、パリ支局長として勤務し、一九四一年六月ソ連経由で陸路及び海路で帰国した。一九四一年九月から東京本社勤務のうち、一九四二年二月南京支局に駐在し、中国現地に一九四五年六月まであった。一九四五年六月に南京より帰国後、一九四五年八月一日付で同社報道局東亜部長に就任。一九四五年十月同盟通信社解散に伴い後継の時事通信社外信部長に就任し、一九四六年六月から同社時事研究所所長を務め、約七年間所長職にあった。学会活動としては、一九四八年国際法学会理事に就任した。一九五三年愛知大学教授に就任したの

ち、一九五七年成蹊大学教授、一九六六年早稲田大学客員教授、一九七五年創価大学教授を務め、一九七八年八月東京都内で死去した。旧蔵資料は早稲田大学中央図書館入江文庫として公開されている。経歴について、「入江啓四郎先生主要著作目録」宮崎繁樹編『多国籍企業の法的研究』成文堂、一九八〇年参照。その他、入江昭『歴史を学ぶということ』講談社現代新書、二〇〇五年参照。

(4) 横田喜三郎『朝鮮問題と日本の将来』勁草書房、一九五〇年参照。

(5) 和田春樹『朝鮮戦争全史』岩波書店、二〇〇二年は、必ずしも明示的ではないが、二国二政府論に立った歴史研究である。

(6) 入江は同書において横田の所論に言及し、「朝鮮動乱を内乱とみるか、国際法上の戦争とみるかは、その前提として、朝鮮は一つの国家か、二つの国家かの観点にかかわる。横田博士が戦争説をとっておられる」と述べた。入江啓四郎『日本講和条約の研究』板垣書店、一九五一年、五九頁。

(7) 정병준 『한국전쟁 - 38선 충돌과 전쟁의 현상』 돌베개, 二〇〇六年, 一三九頁。

(8) 大郷正夫『南北朝鮮統一をめぐる国際法問題(上・下)』『レファレンス』第二三卷第一〇号・第一二号、

一九七二年。

(9) 大沼保昭「在日朝鮮人の法的地位に関する一考察

(四)『法学協会雑誌』第九七卷第二号、一九八〇年。

(10) 入江啓四郎「朝鮮・国際連合・国際法」『法律時報』第二卷第九号、一九五〇年九月。

(11) 前掲入江「朝鮮・国際連合・国際法」。

(12) モスクワ協定文は、民主主義朝鮮臨時政府樹立の三つの目的を規定しているが、入江論文では、このうち、「独立国としての朝鮮を再建し」「民主主義によるその発展にたいする条件を設定する」の二つが引用された一方、「朝鮮における日本統治の惨憺たる結果を迅速に一掃す(the earliest possible liquidation of the disastrous results of the protracted Japanese domination in Korea)」が脱落しており事実の確認として問題がある。

(13) 金恩貞は、「朝鮮半島については、日本の降伏直前、北緯三八度線を境に米ソが南北を分割占領して信託統治することが連合国の間で合意されていた」と指摘している。ヤルタ協定によって、朝鮮に対する国際共同管理が同盟国で議論されていたことは事実であるが、南北を分割占領して信託統治するという内容ではなかった。分割占領は一般命令第一号に基づく日本軍の武装解除のためであり、分割占領と信託統治は別問題

であった。金恩貞『日韓国交正常化交渉の政治史』千倉書房、二〇一八年、一六頁。

(14) 入江啓四郎「国連の朝鮮問題討議(一)」『時事通信海外電報版』第六〇四号、一九四七年一月二日。

(15) 憲章第一〇七条の他に、憲章第二〇条、第一条、第一四条に関連した論点が存在した。一九四七年九月時点で、①朝鮮問題は「国際的平和および安全の維持の問題」(第一条)に該当するか、②朝鮮問題は「一般的福祉又は諸国間の友好関係を害する虞があると認める事態」(第一四条)に該当するかという論点である。入江は、①について、「朝鮮問題が、国際的平和および安全の維持という角度から、これを捉える適当な条件を備えていたかは疑問」とし、朝鮮問題を国際的平和および安全の維持の問題と扱ってしまうことが、むしろ問題であるとする否定的立場をとった。②について、「朝鮮の事態が、当時すでに米ソ友好関係を害するおそれがあったといえなくもないが、問題は米ソ友好関係の再確立ではなく朝鮮の独立達成である」との否定的見解を示した。国連総会が朝鮮問題を討議する場合には、第一条と第一四条ではなく、第一〇条によるとの立場を示した。前掲入江「朝鮮・国際連合・国際法」参照。

(16) 憲章第一〇七条の英文は次の通りである。"Nothing

in the present Charter shall invalidate or preclude action, in relation to any state which during the Second World War has been an enemy of any signatory to the present Charter, taken or authorized as a result of that war by the Governments having responsibility for such action.”

- (17) ダンバードン・オークス会議において討議された憲章第一〇七条の制定趣旨は、敵国に対する安全保障行動を意味する。ただし第一〇七条の文面そのものは安全保障行動に限定されておらず、幅広く読めるものであったため、解釈においては第一〇七条を狭義に解釈する立場と、広義に解釈する立場があった。サンフランシスコ会議は広義説に立った経緯がある。入江は、一九四七年一月執筆の「国連の朝鮮問題討議（一）（六・完）」では狭義説に立ち、一九五〇年九月執筆の「朝鮮・国際連合・国際法」では広義説に立った。前掲入江「朝鮮・国際連合・国際法」参照。
- (18) 前掲入江「朝鮮・国際連合・国際法」参照。
- (19) 同前。
- (20) 入江啓四郎「世界の焦点」『時事通信 海外電報版』第八三二号、一九四八年八月一日。
- (21) 이시우 『UNC—유엔군사령부』들녘, 二〇一三年、二九七—二九八頁。
- (22) 「朝鮮国連軍」は、憲章四三条、第四五条の体制がま

だ整っていなかったため、「国際連合の軍隊」ではなかった。国連加盟国の出動部隊は、「国連軍」の名称で、米軍の統一指揮に服して行動した。軍隊の派遣等はいずれも勧告であり、この勧告に従わなかった場合にも、加盟国の義務に反するものではなかった。勧告に従ったのは、一六カ国であり、当時の全加盟国五九ヶ国中の一部分であった。入江は「国連軍」を連合軍と呼称した。入江啓四郎『現代の国際法』社会思想研究会出版部、一九五九年、五九頁。

- (23) 入江啓四郎「第三次大戦に発展するか 三十八度線の熱戦」『時事通信 時事解説版』第一三九一号、一九五〇年六月三〇日。
- (24) この発言は国連憲章第一〇六条を指している。
- (25) 「座談会 激動するアジアの新情勢（中）」『時事通信 時事解説版』第一三九三号、一九五〇年七月二日。
- (26) 入江はこの矛盾について、「トルーマン大統領が、この断を下したのは憲法上の軍総指揮官としてであり（第二条第一節第一項）、また議会でもみとめられた戦時非常大権の行使によるのであろう。アメリカと大韓民国との関係にかんするかぎり、平時関係にあるのであるが、朝鮮内乱の発展は、終戦処理の未完成過程でおこった事態であるとし、したがって戦時緊急措置が、まだ有効に行われるとの見地にたつものであろう」と

述べている。入江啓四郎「朝鮮の動乱と国際法」『前進』第三七号、一九五〇年八月一日。

- (27) 入江の合法的干渉論はソ連国際法学者に対する批判として展開された。入江は「朝鮮動乱を内乱とみる」とはよいとして、また内乱に限定される限り、国際法上の侵略概念は適用されないこともよいとして、内乱は常に国際的平和に影響がないと断定できるかどうか。内乱が国際的平和と安全を脅威し、もしくは破壊したと認定された場合は、国際連合による干渉は、憲章の規定上合法とされよう」と論じた。入江啓四郎「朝鮮動乱とソヴェト的法主張」『国際法外交雑誌』第一五巻第一号、国際法学会、一九五一年二月。
- (28) 英文同様に正文である仏文、ロシア文、中国文においては、憲章第二七条第三項は、「全常任理事国」を含むと明示的に書かれている。
- (29) 入江啓四郎「朝鮮の動乱と国際法」『世界週報』第一三二巻第二八号、一九五〇年七月一二日。
- (30) 入江啓四郎「朝鮮の動乱と国際法」『前進』第三七号、一九五〇年八月一日。
- (31) 入江啓四郎「降伏勧告のふくみ」『時事通信 時事解説版』第一四七二号、一九五〇年十月四日。
- (32) 入江啓四郎「朝鮮動乱と国際連合」『国際法講座 第三卷』有斐閣、一九五四年七月、九一頁。

(33) 入江啓四郎「現代の国際法」、社会思想研究会出版部、一九五九年、五九頁。

(34) 入江前掲書、九一一―九二頁。

(35) Prashad, Vijay., *The Darker Nations : A People's History of the Third World*, New Press, 2007, p.7.

(36) 入江啓四郎「一九四八年を送る」『世界週報』第二九巻第一号、一九四八年二月二三日。

(37) 入江啓四郎「原爆問題と国際情勢―戦争と平和の両様の構えを検討する」『時事通信 時事解説版』第一一七〇号、一九四九年十月三日。

(38) 入江啓四郎「世界の反共攻勢」『前進』第二六号、一九四九年九月。

(39) 入江啓四郎「米・超党派外交の推進の背景」『時事通信 時事解説版』第一三三六号、一九五〇年四月二四日。

(40) 入江啓四郎「マッカーサー指令の意義と背景―共産党幹部の追放措置(二)」『時事通信 時事解説版』第一三七七号、一九五〇年六月四日。

(41) 入江は一九五〇年七月四日付の座談会発言で、日本としては、いずれの陣営にも参加しない非同盟路線をとるべきであり、将来国際連合に加入し、国際社会に復帰して国際連合のなかで可能な安全保障を求めることが重要であるとする立場を述べた。特に、新規の国

連加盟に際しては、いずれかの陣営に参加した場合、他方と平時から対立関係に立つ関係に立つため、加盟が困難となるとして、「日本は表玄関から国際社会に復帰することが非常に大事」とする論陣を張った。「座談会 激動するアジアの新情勢(下)」『時事通信 時事解説版』第一三九四号、一九五〇年七月四日。

(42) 入江啓四郎「朝鮮の動乱と国際法」『前進』第三七号、一九五〇年八月一日。

(43) 入江啓四郎「朝鮮・国際連合・国際法」『法律時報』第二二卷第九号、日本評論社、一九五〇年九月。

(44) 同前。

(45) 入江啓四郎「朝鮮の動乱と国際法」『世界週報』第三二卷第二八号、一九五〇年七月二二日。

(46) 入江啓四郎「三八度線とヤンガー声明」『時事通信 時事解説版』第一六一一号、一九五一年三月二三日。

(47) 入江啓四郎「憲法よりみた元帥の罷免 マッカーサー事件の教訓」『世界週報 時事解説版』第一六三二号、一九五一年四月一八日。

(48) ダレスは、「政策の最終的決定を行うアメリカ政府部内の文官は、時として純軍事的判断をしりぞける責任をとる用意がなければならない」と述べた。他方また「ソヴィエト連邦の指導者は文官であり、彼らの判

断が、軍事的判断に対して、「支配的」であり、国際会議を通じて、「モロトフ、ヴィシンスキー、グロムニコといったソヴィエトの指導的人士とテーブルをへだてて座つたが、彼らが軍事的助言に威圧されているとか、軍事的考慮に支配されていると感じたことは一度もなかった」と述べた。Dulles, John Foster., *War or Peace*, Macmillan, 1950, pp.232-235.

(49) 入江は一九六四年刊行の著書『国際法解義』において、「国際連合の介入が妥当であったか否かが問題であったと同様、その勧告に基く軍事行動も、所期の目的を果たすことなく、その目して平和の侵犯者としたものとの間に、休戦協定を結ぶ外ない始末となった」と述べた。入江啓四郎『国際法解義』成文堂、一九六四年、三一―三三頁。